

## 地方準備会

- 弁護士会
- 法律扶助協会
- 裁判所
- 司法書士会
- 検察庁
- 法務局
- 地方公共団体

地方協議会の目的:

- 関係機関・団体からの意見・要望の聴取
- 総合法律支援構想及び支援センターの周知

## プレ地方協議会

地方公共団体

士業団体等

消費者団体

ADR機関

犯罪被害者支援団体

の各担当者など

地方協議会で出された主な意見・要望

- これまで他機関を紹介することは大変な労力であったが、支援センターができることでとても助かる。
- 初期相談体制の充実と、そのためのデータベースの整備が必要。
- 市民から信頼される司法を実現するためには、司法関係者のみならず、地方自治体が先頭に立つ努力を要する。
- 支援センターの活動の広報が重要
- 高校生などを対象とした消費者教育や司法教育についても支援センターが役割を担って欲しい。
- 支援センターに期待するのは、利用しやすいこと(敷居が高くないこと)、信頼性があること(たらい回しをしないこと)である。
- 単に相談窓口を紹介して終わるのではなく、相談者が話したことをしっかり最適の相談機関に引き継いで欲しい。
- 相談窓口を紹介する場合には、例えば〇〇課〇〇係まで詳細に紹介して欲しい。